

■ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱のポイント 平成20年4月1日施行

市の責務（第3条）

- ・市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。
- ・市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぽろ衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

市民の責務（第4条）

- ・市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。
- ・市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。
 - (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
 - (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
 - (3) 管理機材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。
 - (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。
- ・市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。
- ・市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

位置等についての基準（第7条）

- ・ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20~30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10~15世帯を基準とすることができます。
- ・前項の規定にかかわらず、当該住所地を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断するものとする。

共同住宅の所有者等の責務（第9条）

- ・共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
 - (2)ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
- ・共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1)ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (2)ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようすること。

あっせん・仲介業者の責務（第10条）

- ・共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

新築共同住宅に係るごみステーションの設置（第11条）

- ・共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

既存共同住宅に係るごみステーションの設置（第12条）

- ・共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用するごみステーションを設置するよう努めることとする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。
- ・共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住所地を所管する清掃事務所長が判断した場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。
- ・前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

近隣住民への説明（第14条）

- ・共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。